

(案)  
物品売買契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、本契約書附属の「朝光苑紙おむつ(夜間用尿パッド)購入仕様書」に定める対象物（以下「物品」という。）の売買契約を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 乙は「紙おむつ(夜間用尿パッド)仕様書」の物品を本契約期間中継続的に甲に売渡し、甲はこれを買受けるものとする。

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約単価)

第3条 1ケース当たりの単価を、円（消費税を除く）とする。

(注文方法)

第4条 甲は、物品の買受に当たっては、原則として、1月分の数量を明記した注文書（ファックス可）を発行するものとする。

(納期及び納入場所)

第5条 乙は、甲が発行した注文書に基づき、甲の指定する場所及び日時に4週に分け納入するものとする。

2 乙は、前項の物品の納入に当たっては、必ず当該物品に納品書を添えて納入し、甲の検収を受けるものとする。

3 甲は、乙の物品納入に当たっては、納入物品と納品書記載事項の確認検収をするものとする。

(物品の検査)

第6条 甲は、物品納入後、10日以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引き渡しを受けるものとする。

2 前項に定める検査の結果、不良品がある場合は、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。

(請求及び支払)

第7条 乙は、毎月末日で当該月の納品数を締切り、「購入仕様書」8による計算をなし、翌月10日までに請求書を作成し、甲に提出するものとする。甲は、請求書が提出された月の末日迄に乙に、原則、振込により支払うものとする。

(契約解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、乙がこの契約履行を怠ったと認められるとき。

(2) 乙の作業が著しく不相当と認められるとき。

2 前項に定める場合を除くほか、甲において必要があるときは、甲乙協議の上、この契約を解除することができる。

(契約金額)

第9条 この契約の締結後において著しい物価変動等があり、契約金額が不相当となった場合は、その実情に応じて甲乙協議することができる。

(個人情報保護)

第10条 乙は、本業務を通じて取得する個人に関する情報の取り扱いについては、本契約書附属の「個人情報取扱特記事項」によらなければならない。

(定めのない事項)

第11条 この契約に定めのない事項、又は、この契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙双方が、信義と誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号  
社会福祉法人朝霞地区福祉会  
理事長 黒澤隆久

乙